

善監委告示第 2 号

令和 3 年 3 月 1 日付け善監委第 7 号で提出した令和 2 年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 4 月 2 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 壽 賀 崎 久

令和 2 年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【総務課指摘事項】

行政財産（市庁舎の一部）の貸付契約書について

行政財産は、地方自治法施行令第 169 条の 3（財産である庁舎等を貸付けることができる場合）及び市公有財産規則等により 5 年間の貸付ができる。しかし、一部の貸付契約書については、この規則に沿っていないので、早急に検討されたい。

【検討結果】

ご指摘の貸付契約書のうち、中讃ケーブルビジョン株式会社及び善通寺地区労働組合協議会に係る契約書については、令和 3 年度において、あらためて契約書を締結する。

それ以外の各種自動販売機に係る契約書については、令和 3 年度において、新庁舎における自動販売機設置についての入札を実施し、その際に契約書の見直しを行う。

【政策課指摘事項】

① 財務諸表書類の記載について

総務省の指導により、統一的な基準による地方公会計の整備を図り、財務書類や固定資産台帳から得られる情報をもとに、地方公共団体間の比較及び公共施設等の適正管理並びに予算編成の活用等が進められている。本市においても、ホームページで内容を開示している。しかし、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書においては一部省略されている。このため、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が確認できない状態になっているので、改善されるように検討されたい。

② ふるさと納税の収納代行業者、指定代理納付者の公表について

ふるさと納税については、令和 2 年度から複数のポータルサイトが利用できるようになり、より多くの寄附を集めるために努力している。これらの取組みにより、市の収納代行業者、指定代理納付者が追加となるので地方自治法等の規定により告示されている。しかし、市のホームページ等にこれらの記載がみられないので検討されたい。

【検討結果】

- ① 統一的な基準による財務書類の作成に当たっては、公会計に関する専門的な知識を有する業者に作成支援業務を委託しているところであるが、指摘のあった連結純資産変動計算書及び連結資金収支計算書については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、事務負担の軽減を図る観点から、記載の一部を省略して公表してきた。今後の公表に当たっては、委託業者とも協議のうえ、事務の見直しを行いながら、当該部分の情報開示に努める。
- ② ふるさと納税の収納代行業者、指定代理納付者については、市のホームページ内の「善通寺市ふるさと納税のご案内」においても公表する。

【市民課指摘事項】

手数料の指定代理納付者の公表について

本市は、利便性向上のため、各種証明書のコンビニ交付サービスを導入しているが、更なる利便性向上のため、QRコード決済サービス「PayPay」を試験導入し、これまで現金のみの取扱いだった各種証明手数料のキャッシュレス決済の試行に取り組んでいる。これらの取組みにより、市の指定代理納付者は、地方自治法等の規定により告示されている。しかし、市のホームページ等にこれらの記載がみられないので検討されたい。

【検討結果】

電子マネーを利用した証明書の交付に係る手数料等の収納事務についての指定代理納付者の指定について、市ホームページにおいて公表する。

【農林課指摘事項】

山林組合委任の市有林について

まんのう町地域に、共同で所有している市有林は、令和2年度から財産調書に記載される。今後、財務書類及び固定資産一覧表への記載が、まんのう町及び丸亀市との評価額に齟齬がないように、算定単価を確認されたい。

【検討結果】

各山林組合事務局に確認のうえ、まんのう町及び丸亀市との評価額に齟齬がないよう、関係部局と調整し、財務書類及び固定資産一覧表に記載する。